

議員提出議案第11号

国民の命と健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、
全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年12月8日

渋川市議会議長 安 川 信 之 様

提出者 教育福祉常任委員会
委員長 加 藤 幸 子

別紙

議員提出議案第11号

国民の命と健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、
全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

看護師や介護職など社会基盤を支える労働者がその役割の重要性に比べ賃金水準が低いとして、2022年10月に診療報酬と介護報酬の改定が行われ、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設され、賃上げが図られました。コロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民の命と健康を守るために奮闘してきたケア労働者の処遇改善の必要性を明言して行われた賃上げに対し、喜びの声がある一方、とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、対象が救急医療を担う病院に限定されており、診療所や訪問看護などは対象から外され、賃上げの恩恵を受けられないケア労働者が多数生じています。

物価高騰を背景に、2023年春闘で経団連は、賃上げは企業の社会的な責務と表明し、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、物価高騰の影響を価格転嫁できず、経営者は賃上げに必要な財源の確保が困難で、賃上げの流れから取り残されています。このため「給与の上がない医療・介護分野」から「より給与の高い他産業」へと人材流出が生じ、医療関係職種の有効求人倍率は高止まりし、人材不足が進んでいます。

安心・安全で質の高い医療の推進、サービスの提供には、人材を確保するために安定した経営も必要であり、新型コロナウイルス感染症への対応による経費増や患者の受診控えによる収入減、物価高騰等に対する医療・介護施設への経済的援助の拡充が必要です。そして、全てのケア労働者の大幅賃上げと広く平等な処遇改善につながる診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引上げと同時に患者・利用者の負担軽減策も加えて必要であると考えます。

よって、ケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下の事項の実施を強く求めます。

記

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につながるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引上げる臨時改定を実施すること。
 - 2 全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 年 月 日

渋川市議会議長 安カ川信之

衆議院議長 あて

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣